

差別をされた。
あれって差別じゃないの？
苦情をいわれた。



どのように配慮すれば
よいか分からなかった。



そんなときは下記窓口にご相談ください

相談場所	場所：町田市	連絡先
町田市役所障がい福祉課	森野2-2-22	電話：042-724-2147 FAX：050-3101-1653
堺地域障がい者支援センター	小山町1234-1	電話：042-794-8790 FAX：042-798-2290
忠生地域障がい者支援センター	函師町1677-1	電話：042-794-4851 FAX：042-794-4852
鶴川地域障がい者支援センター	能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ1階	電話：042-708-8821 FAX：042-708-8977
町田地域障がい者支援センター	原町田5-4-3 第2大塚ビル1階101	電話：042-709-1301 FAX：042-709-1302
南地域障がい者支援センター	金森東3-18-16 合掌苑桂寮1階	電話：042-706-9624 FAX：042-799-2145

注意：開所日時は月曜日から金曜日（土日祝及び12月29日から1月3日までを除く）、午前8時30分から午後5時までです。

▼相談内容に応じて、必要な調査、調整、助言、情報提供などを行います。

▼相談で解決しない場合は、助言・あっせん、勧告等の方法で解決を図ります。

▼差別をした事業者が勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。

このマークをご存知ですか？

義足や人工関節、内部障がい、難病、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス等で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク

条例の詳しい内容は町田市公式ホームページをご覧ください



概要版

町田市障がい者差別をなくし

誰もがともに生きる社会づくり条例

障がい者に対する差別や
偏見、生活する上での
様々な障壁（バリア）を
なくすためにこの条例を
つくりました！



町田市障がい者差別解消犬
「ノンバリー」

イラスト ikeko

誰もがともに生きるまち。

子どもからおとな、男女、障がいがある人もない人も…
その人が望む場所で、お互いに支え合いながら、その人らしく生きることができる社会。

この条例では、障がいによる差別をなくし、誰もがともに
に生きる社会を目指します。

>>> 2024年（令和6年）10月1日施行 >>>



※「障害」

って？

これまで障がい者が日常生活や社会生活において、様々な制限や不利益を受ける原因は、個人の心身の機能障害にあると考えられてきました（「障害の医学モデル」）。

今では「障害」は、心身の機能障害のみならず、「社会的障壁」と呼ばれる社会における様々な障壁（バリア）との関係性で生じるものであるとの考え方へと変わっています（「障害の社会モデル」）。

※ 町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記します。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

「社会的障壁」

って？

● 通路が狭いため車いすで通れない。【建物や交通のバリア】

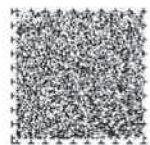
● 障がいを理由に受験を制限する。【制度のバリア】

● 音声のみのアナウンスやタッチパネルのみの操作盤（聴覚障がい者や視覚障がい者は利用できない）のような障がい者の存在が考えられていないシステムなど。

【慣習や文化などのバリア】

● 障がい者を無視したり子ども扱いをする。【心のバリア】

このようなことを「社会的障壁」といいます。



条例の 5 つのポイント

1 不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、取扱いに差をつけること、サービスの提供を拒否する、場所や時間を制限するなど、障がいがない人にはつけない条件をつけることなどです。他よりも不当に取り扱うことを「不当な差別的取扱い」といいます。

2 合理的な配慮

障がい者から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応することです。

3 障がい、障がい者及び障害の社会モデルに対する理解促進

障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者への誤解・偏見により生じていたり、障害の社会モデル等に関する理解不足が原因となっています。そのため、障害の社会モデル等について知ること、理解を深めることが差別解消につながります。

4 建設的対話

社会的障壁を取り除くために、市も事業者も、障がいがある人もない人も、それぞれの責務、役割のもと、現状をより良くするためにお互いに歩み寄って、前向きに協力していくことが必要です。

5 差別に関する相談体制

障がいを理由とする差別を受けた場合は、障がい福祉課をはじめとする関係機関が相談窓口となります。くわしくは背表紙をご覧ください。



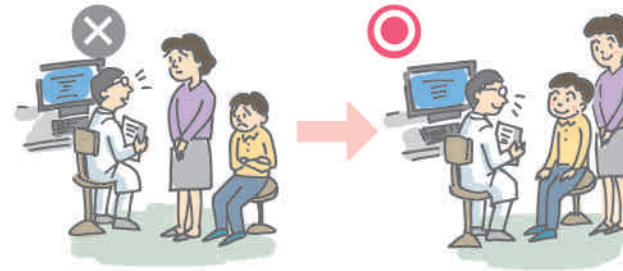
障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応

不当な差別的取扱い

補助犬
(盲導犬、介助犬、聴導犬)
と一緒に入店を拒否する

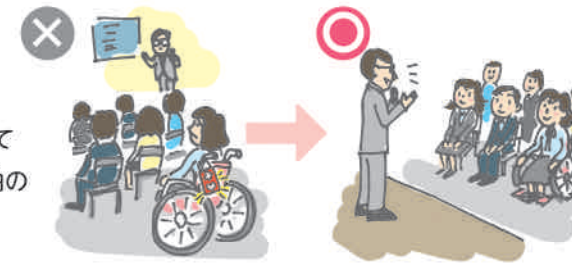


障がいのある本人を
無視して、
介助者や支援者、
付き添いの人だけに
話しかける

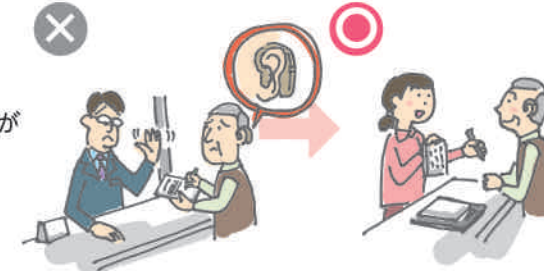


合理的な配慮

障がいがあるため、
講演会の座席を前の方に
してもらうに頼んだが、理由の
説明もなく断られた



手続きの際、筆談を頼んだが
一方的に断られた



合理的な配慮事例集

障がい者への対応が不当な差別的取扱いに該当するかどうかは、個別の場面ごとに判断する必要があります。また、合理的な配慮の内容も、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障がい特性や合理的な配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます。国や東京都では、合理的な配慮の事例を取りまとめて公開しています。



内閣府HP

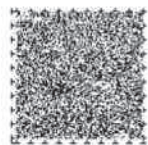


東京都HP

心のバリアフリーハンドブック

障がいの種類によって、必要な配慮も様々です。建物や交通、制度やルール等のバリアフリー化が進む中で、「心のバリアフリー」の更なる推進が求められています。

障がい理解やコミュニケーション方法、支援方法など、幅広く障がい理解を解説した町田市の冊子です。



	市役所	会社・お店・病院など	市民	障がい者
不当な差別的取扱い	×	×	×	△
合理的な配慮	○	○	△	△
	しなければならない	しなければならない	するように努力する	障がいを理由とする困難や配慮の内容を相手に伝えるよう努める

心のバリアフリー

ハンドブック (PDF版) →

